

## 優 遇 制 度

### 市・道民税 の 軽 減

ひとり親家庭の方は、確定申告や年末調整などにより、ひとり親控除を受けられる場合があります。

・詳しいことは

税務室市民税担当 電話21-3213

### J R 通 勤 定 期 の 割 引

児童扶養手当を受けている母子家庭や生活保護を受けている方は、JR通勤定期乗車券を3割引きで購入できます。

・詳しいことは

P8掲載の児童扶養手当の申請窓口か、P18掲載の生活保護の申請窓口へ

### 貯 金 の 利子非課税制度

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている母子家庭や寡婦の方は、年金証書、マイナンバー確認書類等を添えて「非課税貯蓄申告書」等により申込みされますと、他の金融機関との共通枠で元金350万円までの利子について、非課税となります。

・ご相談は郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行へ

・銀行については各銀行窓口へお問い合わせください。

### 電 話 設 置 時 の 優 遇 措 置

市民税非課税世帯の母子家庭が新たに電話を設置するときは、施設設置負担金の分割払い（1年12回以内）が認められます。

・ご相談は 局番なしの「116」

### た ば こ の 小 売 販 売 業 の 許 可

母子家庭のお母さんや寡婦の方は、たばこ小売販売業の許可について、許可基準が緩和される場合があります。

・詳しいことは、

北海道財務局 理財部 理財課へ

所在地 〒060-8579

北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎

電 話 011-709-2311（内線）4345, 4346